

令和 7 年度 町会・自治会支援（新規事業）について

第 3 次みどりの風吹くまちビジョン・アクションプランに基づき、町会・自治会の負担軽減や加入促進の取組を支援するため、町会・自治会への支援事業を新たに実施する。

1 町会・自治会コンサルタント派遣事業

(1) 目的

町会・自治会の基盤強化につながる活動を支援するため、課題の解決に向けた助言や伴走支援を行うコンサルタントを町会・自治会に派遣し、状況に合わせたきめ細やかな支援を行う。

(2) 派遣団体数

1 町会

(3) 派遣期間

令和 7 年 6 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

(4) 支援例

ア 加入促進支援

イ 活動・行事の運営

ウ 情報発信・情報共有

エ 組織運営

(5) スケジュール

令和 7 年 3 月 受託事業者の選定

令和 7 年 4 ～ 5 月 派遣団体の決定

令和 7 年 6 月 事業開始

2 町会・自治会デジタル活用促進補助金

(1) 目的

町会・自治会が行う情報発信手段の多様化や町会・自治会内の情報共有の場の充実を図ることを目的として、町会・自治会のデジタル活用に係る環境整備に関する費用を補助する。

(2) 対象団体

新たにデジタルを活用した以下の取組を行う町会・自治会

- ア ホームページ・SNSによる情報発信
- イ 回覧板の電子化
- ウ 会議の電子化
- エ 町会費等のキャッシュレス化
- オ その他

(3) 補助の範囲

デジタル機器購入費、通信機器の導入費、ホームページの初期構築費、アプリの月額利用料、通信回線使用料、周知に係る費用など。ただし、これまでインターネット接続サービス利用料等助成金を活用した団体は、補助の対象外とする。

(4) 補助額

1 団体につき上限7万円

(5) 周知方法

練馬区町会連合会および各町会・自治会への案内、区ホームページへの掲載等